

～貸付が決定されてからの手続き～

■貸付が決定した後すぐに提出する書類

(1) 奨学金借受誓約書

奨学生の貸付が決定したときは、連帯保証人2名（1名は保護者）と連署の上、誓約書を提出していただきます。保証人を立てることができない場合は、貸付を行うことができません。ご注意ください。

【連帯保証人の要件】

- ◎市内に引き続き3年以上住所を有する者
- ◎独立生計を営む成年者で保証能力を有する者
- ◎奨学生の貸付けを受けていない者
- ◎市税及び市の各種徴収金を滞納していない者

(2) 印鑑登録証明書

奨学生・連帯保証人2名の誓約書に押印した印の印鑑証明書が必要です。

(3) 江田島市支払金口座振替依頼書

貸付金を振り込む口座を登録します。

(4) 宣誓書

他の奨学生の貸与を受けていないことの宣誓書

(5) 個人情報閲覧に関する同意書

保護者でない保証人の方について、同意書を提出してください。

■貸付終了後に提出する書類

(1) 奨学金返還証書

借用金額と今後の返還方法を確認する契約書です。

貸付を受けた期間の3倍以内の期間で返還していただきます。

原則、口座振替です。

(2) 江田島市口座振替依頼書

市が指定する金融機関に依頼をしてください。

提出先は依頼する金融機関となります。

本奨学生は寄付などによる基金により運営しています。

在学中に貸与を受けた奨学生は後輩奨学生の財源となりますので、期限に遅れないよう返還をしてください。

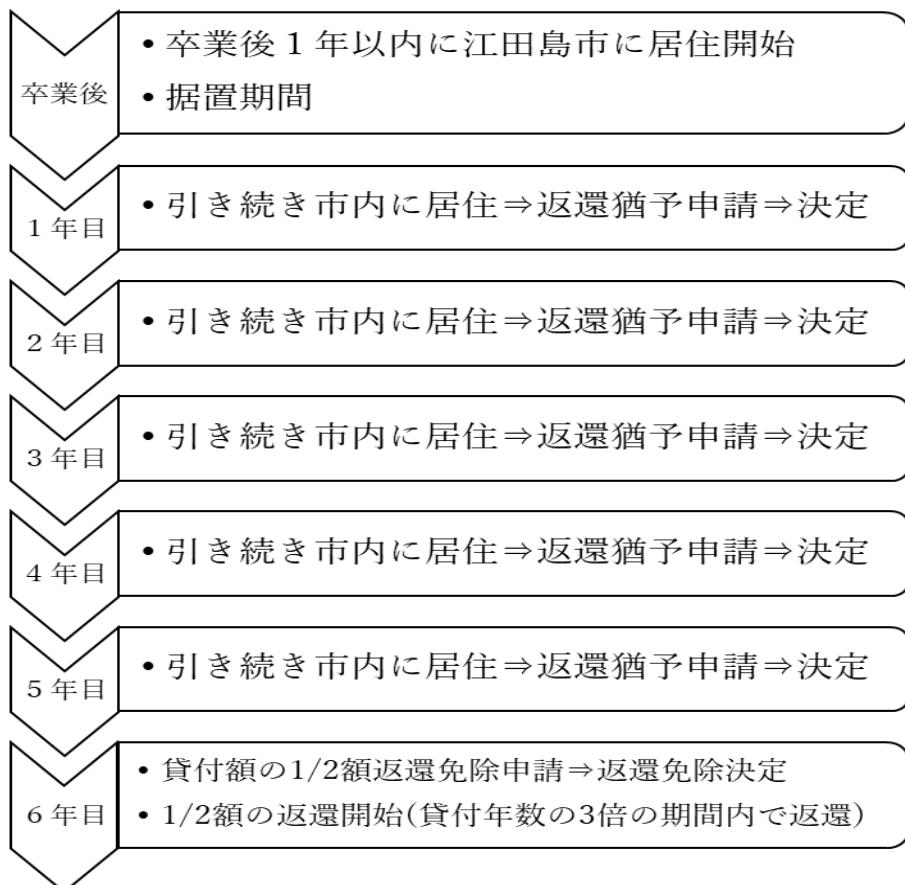
■奨学生返還猶予について

- (1) 奨学生が大学へ進学する等、一定の要件に該当した場合、審議会の決定により返還を猶予することができます。猶予を希望する場合は江田島市教育委員会までご連絡ください。
- (2) 最終学校を卒業した翌月から1年以内に江田島市に居住し、かつ返還開始年度から継続して5会計年度の期間居住をする見込みの場合に返還猶予申請することができます。
毎年度返還猶予申請を行い、5年間返還猶予が認定された場合に返還免除申請をすることができます。

■奨学生返還免除について

- (1) 奨学生が病気その他特別の事情により奨学生の返還が困難なときは審議会の決定により、返還免除することができます。
- (2) 最終学校を卒業した翌月から1年（据置期間）以内に江田島市に居住し、かつ返還開始年度から継続して5会計年度の期間居住をした場合に貸付額の1/2を返還免除することができます。

～江田島市に居住し、1/2額の返還免除となるまでの流れ～



◎1年目から5年目までの期間に住民票を市外に異動させた場合は、減免の対象外となりますのでご注意ください。

◎返還猶予申請及び返還免除申請時に住民票及び居住実態の確認をします。